解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

福岡市南区塩原四丁目一番八号

有限会社大橋空調商会

清算人　住田　和宏

解散公告

当社は、平成二十八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

北九州市小倉北区西港町九〇番地五

株式会社マザーズキッチン

代表清算人　植松　正好

解散公告

当法人は、平成二十八年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦一二二五番地二

一般社団法人結なおし

代表清算人　成富　由久

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

鹿児島県薩摩川内市東大小路町四〇番六―一号

有限会社文具のみね

清算人　峯　博孝

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年五月九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

東京都江東区亀戸六丁目四一番二〇号機缶健保会館　JSKものづくり厚生年金基金

代表清算人　宇津野和俊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

岐阜県養老郡養老町岩道一七四番地

常性寺

清算人　安田　廣昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月二十二日開催の総会で議決し、平成二十八年三月二十九日秦野市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

神奈川県秦野市今泉五六四番地七

秦野市秦野駅南部（今泉荒井）土地区画整理組合

代表清算人　三杉　克篤

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

石川県金沢市米泉町四丁目四四番一

医療法人社団高橋内科医院

清算人　高橋　由夏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七一一三―四

清算法人徳之島土地改良区

清算人代表　高岡　秀規

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

神奈川県横須賀市鴨居二丁目四一番二〇号

医療法人社団厚生会

清算人　田中　厚生

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

新潟県新潟市中央区東出来島三番一六号信越ビル　新潟県自動車整備厚生年金基金

清算人　樋口　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月十九日において社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪府高槻市高槻町五番二五号北本ビル三階

医療法人市川婦人科クリニック

清算人　小林　敬子

配当公告

山梨県甲府市朝気三丁目一四番一号

破産者　株式会社渡辺正玉堂

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十七年（フ）第四二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九九、三四七、二〇三円

一、配当することのできる金額

金一二、六三五、七八〇円

平成二十八年五月二十三日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

破産管財人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区駒込七丁目六九〇番地、最後の住所岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目七番三八―七〇二号　被相続人　亡　今野　義昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号　農林会館六階

相続財産管理人　弁護士　東海林利哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市あおば町六三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　庭山　博治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

福島県郡山市西ノ内二丁目一七番七号今泉第二ビル二〇三号天鏡法律事務所

相続財産管理人　二瓶　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝五丁目五番地四号、最後の住所埼玉県蕨市錦町二丁目二〇番一〇号

被相続人　亡　青木　伸宜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号浦和大熊ビル三階C浦和ふたば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　設楽あづさ